

大館市五色湖ロッジに関する条例施行規則（平成17年6月17日規則第81号）

最終改正:平成30年3月29日規則第17号

改正内容:平成30年3月29日規則第17号 [平成30年4月1日]

○大館市五色湖ロッジに関する条例施行規則

平成17年6月17日規則第81号

改正

平成17年9月30日規則第173号

平成23年3月29日規則第14号

平成26年3月31日規則第14号

平成30年3月29日規則第17号

大館市五色湖ロッジに関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大館市五色湖ロッジに関する条例（平成17年条例第115号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 大館市五色湖ロッジ（以下「ロッジ」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1）火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、その翌日とする。

（2）1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日まで

（使用の許可の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定によるロッジの使用の許可を受けようとする者は、大館市五色湖ロッジ使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、使用しようとする日の3日前までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可）

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市五色湖ロッジ使用許可書（様式第2号）を当該申請書を提出した者に交付する。

（使用料の減免）

第5条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、大館市五色湖ロッジ使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市五色湖ロッジ使用料減免通知書（様式第4号）を当該申請書を提出した者に交付する。

（使用料の還付）

第6条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、大館市五色湖ロッジ使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市五色湖ロッジ使用料還付通知書（様式第6号）を当該申請書を提出した者に交付する。

（損傷又は滅失の届出）

第7条 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、直ちに大館市五色湖ロッジの設備損傷・滅失届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。（保護者等の同伴）

第8条 小学生以下の者がロッジに宿泊するときその他市長が必要であると認めるときは、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第173号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第3条第2項の規定は、施行日以後になされる大館市五色湖ロッジの使用の許可の申請について適用する。

3 施行日前に、この規則による改正前の大館市五色湖ロッジに関する条例施行規則の規定によりなされた申請、許可その他の行為は、この規則による改正後の大館市五色湖ロッジに関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第17号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大館市五色湖ロッジ使用許可申請書

大館市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話

次のとおり五色湖ロッジを使用したいので、使用の許可を申請します。

使用日時	自 年 月 日 午前・午後 時 分 日 時間 至 年 月 日 午前・午後 時 分 日 時間										
使用目的									宿 泊	泊 日	
									休 憩	時 間	
使用人員等	男 性	人		内 訳	一 般 (大学生以上)		男 性	人			
	女 性	人			高 校 生 以 下		女 性	人			
	ペ ッ ト	匹					男 性	人			
							女 性	人			
	計	人 匹					児 童 ・ 生 徒 の 研 修		男 性	人	
									女 性	人	
使用室名	1 階					2 階					
	洋室 A	洋室 B	洋室 C	ホール	食堂	寝室 A	寝室 B	寝室 C	寝室 D	寝室 E	
備 考											
								減免申請の有無	有・無		

大館市五色湖ロッジ使用許可書

年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付で申請のあった大館市五色湖ロッジの使用については、次のとおり許可します。

使用日時	自 年 月 日 午前・午後 時 分					日 時間						
	至 年 月 日 午前・午後 時 分											
使用目的											宿泊	泊 日
											休憩	時間
使用人員等	男性	人			内 訳	一 般 (大学生以上)		男性	人			
	女性	人				高 校 生 以 下		女性	人			
	ペット	匹						男性	人			
								女性	人			
	計	人 匹				児 童 ・ 生 徒 の 研 修		男性	人			
								女性	人			
使用室名	1 階					2 階						
	洋室 A	洋室 B	洋室 C	ホール	食堂	寝室 A	寝室 B	寝室 C	寝室 D	寝室 E		
備 考 (使用料金)												
										減免申請の 有無	有・無	

大館市五色湖ロッジ使用料減免通知書

年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付けで申請のあった大館市五色湖ロッジ使用料減免申請については、次のとおり減免します。

項 目	使用人員等	減免前の 使用料	減免額	減免後の 使用料	備 考
使用料	一般(大学生以上)				
	高校生以下				
	児童・生徒の研修				
	休憩				
	ペット				
合 計					
使用料減免理由	市内の学校の児童・生徒若しくは学生が体験学習として使用する				
	市が主催し、又は経費の一部を負担して共催・後援する行事に参加するために使用する				
	その他特別な理由 []				
備 考					

大館市五色湖ロッジ使用料還付申請書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

次のとおり、大館市五色湖ロッジの使用料の還付を申請します。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	第 号
還付を必要とする理由	
既 納 使 用 料	円
還付を受けようとする額	円

大館市五色湖ロッジ使用料還付通知書

年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付けで申請のあった大館市五色湖ロッジ使用料還付申請については、次のとおり還付します。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	第 号
既 納 使 用 料	円
還 付 額	円

大館市五色湖ロッジの設備損傷・滅失届出書

大館市長 様

届出者住所
氏名

次のとおり、大館市五色湖ロッジの設備を損傷・滅失したので届け出ます。

損傷・滅失した施設・設備名	
損傷・滅失年月日 年 月 日	損傷・滅失者(TEL)
損傷・滅失の原因及びその程度	
管理人の意見	
担当者の意見	損害額 円
総合判断	賠償額 円